

**市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方
(提言)**

平成23年1月

大阪市市民活動推進審議会

目 次

はじめに	
策定の趣旨	…………… p 1
第 1 章 大阪市の市民活動の背景	…………… p 2
第 2 章 大阪市の市民活動、並びに協働における課題	…………… p 3
第 3 章 大阪における市民活動推進拠点について	…………… p 4
第 4 章 大阪における市民活動推進拠点の果たした役割	…………… p 6
第 5 章 大阪市における市民活動推進拠点の必要性について	…………… p 9
第 6 章 大阪市における市民活動推進拠点のコンセプト	…………… p 13
第 7 章 大阪市における市民活動推進拠点に求められる機能	…………… p 14
第 8 章 市民活動推進拠点が求められる機能を活かすためのスペース……………	p 17
第 9 章 市民活動推進拠点の施設の管理運営について	…………… p 21

はじめに

近年、少子・高齢化、子育て、地域コミュニティの衰退、在住外国人の増加、地球温暖化など、社会問題は年々、多様化、複雑化、専門化、グローバル化し、従来の行政主導の仕組みでは対応できなくなり、これまでの行政の問題解決力を超えた能力が要求されるようになってきている。

一方、市民も地域社会や環境に対する意識が高まり、ボランティア活動が活発化し、NPOが多く結成され、活躍するようになってきた。そして、市民は公共サービスのすべてを行政から提供されなくてもいいのではないかと、少子・高齢化、子育て、まちづくりなどの社会問題は、行政とNPOなどの多セクターによる「協働」という新しい手法、協力関係で解決しようという認識が高まってきた。行政まかせではなく、市民が暮らしの中から課題を発見し、行政や地元の企業、NPO、さまざまな専門家たちと役割分担しながら、協働で取り組もうという動きが生まれつつある。

こうした状況を背景に、大阪市は平成18(2006)年に「市民活動推進条例」を制定し、市民が活動に参加しやすくするとともに、安定した活動が続けられるようさまざまな施策を実施してきた。そして、平成21(2009)年3月には「元気な大阪」をめざす「政策推進ビジョン」を策定。市政運営の基本に「市民との協働」を掲げ、さまざまな協働事業に取り組むこととしている。

しかし、行政内において、NPOについての理解や協働の理念・意義が十分理解されているとはいえず、行政の関わり方を明確にした協働のルールなどもないことから、各部局や担当者によってNPOに対する考え方や対応に差が生じ、市民活動支援やNPOとの協働が十分に推進できない状況にある。

そこで、市民活動推進条例の趣旨に沿って、市民活動の推進に向けた総合的かつ計画的な施策を進めるための調査・審議機関「大阪市民活動推進審議会」において、大阪市長より平成21(2009)年3月に、市民活動団体等と行政の協働の推進の指針等市民活動の幅広い推進策について諮問を受け、あわせて市民活動を推進するための拠点施設についての提言を行うこととして、審議を進めてきた。

「市民活動推進拠点」に関しては、「あり方検討ワーキング部会」を設置し、大阪市内における市民活動推進拠点の現状と果たしてきた成果を検証しながら、市民活動促進のための拠点施設の必要性や意義、環境基盤整備としての求められる機能について議論してきた。

そして、「市民活動推進拠点のあり方の基本的な考え方」をまとめたものがこの提言である。

大阪市におかれては、市民活動を育て、市民活動の裾野が広がり、市民活動団体と行政との協働が推進される市民活動推進拠点整備の意義を真摯に受けとめていただき、設置に向けた検討に反映していただくよう期待する。

第1章 大阪市の市民活動の背景

大阪では、古くから、自立・自助の気概を尊び、在野の精神を育んできた風土があり、市街地、運河、橋梁、学塾など市民主導のまちづくりが行われてきた。

その風土は現在も健在で、「民の力」で解決を図ろうとする動きが多く見られる。市民が自分のまちに関心を持ち、ボランティア活動に参加する機運の高まりや、CSR（企業の社会的責任）の動きに後押しされた企業の社会貢献活動推進などである。

そして現在、市内には法人格を有するNPOが約1600団体あり、うち内閣府認証分を除いても約1200団体を超えるなど、政令指定都市の中でも最も多くのNPO法人が存在するほか、法人格を有さないボランティアグループや地域で活動する団体が多数存在する。このことから、市民主体のまちづくりを推進するための社会資源、潜在力は十分に備わっているといえる。

大阪市の市政運営の基本的な考え方となる『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』では、これまで行政が主体となって提供していた公共サービスについて、多様な角度から提供のあり方を検討し、市民が主体的となって生き生きと活動できる社会をめざして、これまでの行政主体、行政主導による取組みから、市民の主体性の尊重、NPOとの協働へ移行することが示されている。

*この提言では、「NPO」という表現を多用するが、NPOを狭義のNPO法人に限るのではなく、法人格を有さないNPOやボランティアグループ、地域密着型で活動する団体、公益法人などを包括している。

第2章 大阪市の市民活動、並びに協働における課題

大阪市では『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』で、市民活動の推進、NPOと行政の協働の推進を掲げているものの、NPOと行政との協働が十分に進んでいるとは言い難い状況にある。

その要因のひとつは、行政職員のNPOへの理解と認識が十分でないこと、NPOの情報や活動が行政内部で共有されていないことから、NPOの果たす役割やNPOと行政との協働の重要性が各部署で十分に認識されていないことがあげられる。

また、大阪市ではこれまで、コミュニティ活動や生涯学習、文化活動、国際交流、男女共同参画活動、環境活動などにおいて、施策ごとに施設を設置・整備し、それぞれの分野で市民やNPOに活動の場を提供してきた。しかし、NPOやボランティアグループは増えたものの、施策分野ごとの行政の縦割りに起因して、団体間や施設間を有機的につないだ分野横断的な市民活動のネットワークが十分に形成できていない状況にある。

NPOやボランティアグループにおいても、数は増えたものの、財源や支援者の確保、情報公開、運営の透明性、広報力の強化、専門性を有する人材の確保と育成、ネットワーク形成など、市民社会を支える組織としての信頼性の確保という課題と、社会的・制度的活動基盤の整備などの課題を抱えている。

第3章 大阪における市民活動推進拠点について

現在、大阪市内には、市民活動の支援を主な目的とする施設として（前章で述べた各施策ごとの施設を除く）、「pia NPO」（大阪市港区）と、「大阪NPOプラザ」（大阪市福島区）がある。

■NPO拠点施設「pia NPO」

「pia NPO」は、大阪市所管の港湾局旧庁舎（6階建て、延べ床面積約5500平方メートル）の遊休施設の有効活用策として公募され、（特活）関西国際交流団体協議会のNPO拠点施設構想案が採用され、平成14（2002）年9月にオープンした。大阪市がこの案を採用したのは、「大阪市市民公益活動推進指針」において、「NPOとの協働は地域コミュニティの活性化、まちづくりの推進、市民と行政の協働という視点から取り組むべき重要課題」としており、「NPO拠点施設構想は、公益性が高く、市が推進している施策に合致した内容」として評価したものである。

建物は、NPOの事務所スペースと、一般に開放される大小さまざまな広さの貸し会議室、市民活動等の情報を収集・提供するインフォメーションセンターからなり、NPO事務所には現在、31団体が入居している。運営は（特活）関西国際交流団体協議会が担っている。

■市民活動総合支援拠点「大阪NPOプラザ」

「大阪NPOプラザ」は、大阪府がNPO活性化推進事業として、福島府税事務所旧庁舎（3階建て、延べ床面積約1900平方メートル）に開設、平成14（2002）年5月にオープンした。公募により、市民活動総合支援拠点案を提案した（社福）大阪ボランティア協会が管理運営している。

建物は、NPOインキュベーションフロアとNPO支援フロア、貸し会議室で構成。NPO支援フロアには中間支援組織が入居しているのが特徴。現在、両フロアあわせて34団体が入居している。

■2つの施設の特徴

両施設が開設された当時は、NPOへの社会の理解がまだ十分ではなく、活動環境を整備する必要性が高かったことから、NPO支援に特化した施設となった。NPOがテナントとして入居できるビルは当時としては画期的な存在であった。

NPOの共同事務所として多様なNPOが入居することにより、市民活動に関する団体や活動情報などの情報受発信拠点となっているほか、施設利用団体間での連携・協働の取組みが展開されるなど、多くの相乗効果を生みだしている。

その後、こうした施設の重要性和有効性が認知されるに伴い、入居を希望する団体数が増え、「pia NPO」では開設当初に予定していた事務所スペースを現在では1.5倍にまで上げたほか、「大阪NPOプラザ」はインキュベーションスペースを拡大して対応している。NPOの活動環境整備事業として取り組まれたことから、両施設ではNPO支援のさまざまな取組みが行われているが、その対応は異なる。入居団体の成熟度などにも関連するが、「pia

「pia NPO」は状況に応じて必要な支援を行う姿勢をとっているのに対し、「大阪NPOプラザ」は施設の設置目的に従ってNPOサポートプログラムを作成し、インキュベーションスペースを利用しているNPOへ運営や活動への直接支援を行っている。インキュベーションスペースを利用している団体は、コミュニティビジネスや事業型のNPOに比べて、地域を限定せず、特定のテーマに特化した活動をしている団体が多く、直接支援を受けられることで運営や活動の活性化が図れている。

両施設の開設から約7年を経過し、施設を運営する団体は、プログラム開発やコーディネートの実績を通じて、運営団体自体の質を高めることができたとともに、多くのNPOや行政、企業等からの信頼をより高めたといえる。

さらに、特筆しておくべきことは、両施設とも建物は行政の普通財産であることである。運営団体は公募され、NPOが担っているが、一般にある「官設民営」方式の行政委託や指定管理者制度と異なり、民間の特性を發揮しやすい自主運営方式をとっている。このことが、次の第4章でも述べる両施設の果たした役割において、自主的な運営を促し、創造性、柔軟性、先駆性を發揮しやすくし、建物の活気を生み出してきたことは重要な点である。

「pia NPO」並びに「大阪NPOプラザ」の施設概要

機能	pia NPO	大阪NPOプラザ
NPO事務所	1, 834㎡ (12～339㎡、40室)	302㎡ (15～66㎡、7室)
インキュベーションスペース	—	147㎡
貸し会議室	593㎡ (51～285㎡)	407㎡ (22～200㎡)
インフォメーションセンター	372㎡	107㎡
共同作業スペース	58㎡	42㎡
貸し倉庫	135㎡ (21㎡、6室)	—
施設運営事務所スペース	332㎡	69㎡
ビルの総面積	地上6階、地下1階建て 5, 518㎡	地上3階、地下1階建て 1, 956㎡

(平成23年1月現在)

第4章 大阪における市民活動推進拠点の果たした役割

「pia NPO」と「大阪NPOプラザ」が開設されて約7年。この両施設が果たした役割には大きいものがある。果たしてきた役割と効果をまとめると下記ようになる。

(1) NPOに事務所スペースを提供するという画期的な機能

NPOの課題はヒト、カネ、場所に関するものが圧倒的に多く、信用の低さ、財政的な苦しさから活動場所としての事務所探しに苦労している団体は多い。財政基盤の弱さから事務所の持てなかった小さなNPO、あるいは現在の事務所を維持するのに苦労しているNPOに金銭的負担を抑えた事務所を提供しようと、賃料は市場価格の平均より抑えた価格で提供。また、ランニングコストを抑えるために、高速の通信インフラを整え、共用のOA作業室を設けた。

このようにして事務所維持費を抑制することによって、浮いた資金を活動費に回すなどの効果を生んでいる。

(2) NPOの信用保証

- ①公に開かれた場所にNPOの事務所が確保されることにより、入居団体にとっては安定的な運営や事業推進ができるとともに、市民や企業、行政からの信頼を得られやすくなり、新たな支援者の獲得、活動への展開が図りやすくなっている。
- ②入居団体が助成金交付や顕彰される事例が増えることで、施設全体としての市民活動推進施設としての知名度や信頼性が高まり、入居していることが活動や団体の信用保証となっている。
- ③入居の応募時および契約更新時には第三者委員会による審査会へ情報公開資料を提出し、また、審査会は入居のプロセスや結果を公表していることから、団体では対外的に信頼が得られ、その結果、市民の認知度が高まり、活動や事業への参加者が増えるなど市民活動の裾野を広げている。
- ④入居団体は、応募時には第三者委員会による審査があるほか、サポートプログラムを受けることにより、外部からの刺激や助言を受けて組織運営や活動のアピール方法の改善のきっかけを得て、活動促進を図ることができている。

(3) NPOの可視化によるNPO理解の促進

- ①多くの団体や情報を集積することで来館者（入居団体関係者、会議室利用者、施設内催事への参加者、近隣住民、相談者、メディア関係など）が多様化し、その結果、施設の知名度の高まりとともに、NPOに対する市民の理解が進んでいる。
- ②市民活動の第一次的な相談場所として活用され、活動への参加促進や、NPO/NGO的なアプローチを通じた問題解決の方法を紹介できている。

(4) 入居団体間の連携による市民活動の促進

- ①施設内に多様なNPOがあることで、入居団体相互が気軽に交流・相談できるコミュニティが形成され、活動を前向きに進めるための大きな原動力となっている。

- ②入居団体同士や他のNPOとの連携により、他団体からの事業参加や団体間での講師依頼・派遣などの事業協力を図っている。
- ③多くのNPOが集積することで、それぞれの団体のネットワークを活かして、新たなNPOとの交流が生まれるなど、市民活動推進の拠点施設としてだけでなく、NPO間、あるいはNPOと多セクターとの協働事業の創出の場となっている。

(5) 情報・経験の共有化

- ①入居団体が有する情報や知識、ノウハウを共有し、学びあったり、人材の交流による活動力向上の機会が多く、新たな参画のきっかけが生まれ、組織の成長につながっている。
- ②個別事務所では得がたい情報（助成金制度やメディア、人材など）が多く集積されていることから、団体が情報を入手しやすく、活用し、活動の充実を図ることができている。

(6) 行政との連携促進

- ①入居団体が連携してNPO活動の基盤整備的な取り組みへの推進力を高め、NPOに関わる各種法制度等への改革運動や行政改革への提言などの具体的な活動を行っている。
- ②行政とNPO等との協働事業の企画・実施に際して、行政や団体間の連携促進のコーディネート力を有する中間支援組織が施設内に存在することにより、協働のパートナーの相談や団体紹介、施設提供などで行政との連携を図り、協働を促進している。

(7) 企業との連携促進

- ①それまで接点のなかった企業とNPOとが出会う場を提供し、お互いに新たな気づきや発見が生まれるきっかけの場となっている。
- ②企業が社会的貢献活動を行う際に、協働の相手方を入居団体から推薦することで速やかに提案・マッチングでき、企業側にとっても、入居団体であることからの安心感が生まれるなど、企業の社会貢献活動の促進と支援を図っている。

(8) 地域社会との連携

- ①「pia NPO」は、地域活性化策の施設活用として公募された経過から、施設を地域に開き、地域の子どもたち対象のプログラムや地域の団体との共同プログラムを展開して、地域社会との連携を図っている。
- ②拠点施設が触媒の役割を果たすことにより、地域に存在している社会資源（人材、文化、施設など）の有機的なネットワークが築かれ、連携した活動が生まれ、地域活性化が図られている。

(9) 教育活動への貢献

- ①小中高校などの社会見学（校外学習や修学旅行）、大学のフィールドワーク、教員研修、企業の社員研修などを受け入れることが多く、全体をコーディネートできる団体、見学テーマやNPOの概論的な話ができる団体など多様で実績のある団体が入居していることで、多角的な対応が可能となっている。
- ②海外の教育機関からの視察も多く、日本の市民活動や政策についての広報と理解を促進するとともに、視察者と入居団体との意見交換を通して、相互に学ぶ機会を提供してい

る。

- ③施設を活用した子ども向けのプログラムを実施することにより、子どもたちが気軽に施設を訪れ、NPOセクターという存在を知り、働き方、ボランティア活動にふれることで、NPO教育に貢献している。

(10) 大阪の市民活動の国内外への発信

- ①行政資産を活用し、NPOが運営主体となったNPOの拠点施設の整備を行う大阪の取り組みは、全国に先駆けた動きで、その運営の充実度や施設の活性化という観点からも全国的に高い評価を得ている。
- ②NPO共同事務所施設の先進地として、市外の自治体、NPO、議員、海外の行政機関、教育機関などの視察を多く受け入れており、視察を通じて、大阪の市民活動や行政施策の先進性を情報発信する場所として有効に機能している。
- ③この拠点施設に入居することによって、NPOへの信頼性の高まりや活動促進が図られ、NPOに対する社会からのニーズが高まるなど、大阪の市民活動力の高さが認知されている。

(11) 大阪に2つの施設があることによる相乗効果

- ①「pia NPO」と「大阪NPOプラザ」がこのような役割を果たすことができたのは、その運営を、NPO支援、NPOの活動環境整備、NPOと行政や企業の協働促進等をミッションとする中間支援団体がそれぞれ担ってきたから、上記のような成果を上げることができたといえる。両施設の運営団体が培ってきたノウハウや経験と施設へのNPO等の集積による効果が相乗効果となって、取組みの幅を広げ、NPO活動の促進となっている。
- ②2002年に同時に2つの市民活動推進拠点がオープンしたことは偶然ではない。それまでに大阪における市民活動支援の蓄積があり、NPO等の提言活動などを受けて、NPOの環境整備が必要であるという認識が行政、NPO、企業、研究者などの間において高まった成果である。両施設は、運営面においての情報交換や連携を行っているだけでなく、国内外の視察に際しても両方が受け入れて、大阪の市民活動の広報に務めるほか、NPOの環境基盤整備等に際しては両施設の運営団体、入居団体、全国の団体とも連携しながら政策提言活動に取り組むなどの協力関係を築いている。
- ③個別の市民活動推進施設として評価しても、果たした役割には大きいものがあるが、2つあることで、市民活動推進施設の重要性がNPOはもとより、行政、企業、研究者などにより強く認知されたといえる。

第5章 大阪市における市民活動推進拠点の必要性について

前述したように、「pia NPO」と「大阪NPOプラザ」という市民活動推進拠点が果たしてきた役割には大きいものがあるが、両施設は、いずれも平成24(2012)年に施設所管者(大阪市、大阪府)との賃貸契約が切れる。また、両施設とも、耐震安全性において国の基準を満たしていないことから、今後の施設利用が難しい状況にある。

そこで、これまで両施設を中心に培ってきたNPO活動支援の取り組みや団体間のネットワークを継承するための環境整備が必要である。

それはなぜかという一、

阪神淡路大震災で行政機関が十分に機能していないなか、ボランティアやNPOの迅速で柔軟な活動が高く評価され、NPOの存在と役割が目されるようになり、NPO法(特定非営利活動促進法)が制定され、それをきっかけにNPO法人は飛躍的に増えた。一方、人々の価値観が多様化し、公共サービスに対する需要の質や量が多様化するなかで、市民は公共サービスのすべてを行政から提供されなくてもいいのではないかと思うようになってきた。少子高齢化や教育問題、環境破壊、地域コミュニティの衰退、在住外国人の増加など多岐にわたる課題が山積するようになり、行政主導の仕組みが制度的疲労を呈するなか、これまで公共サービスは行政の役割とされてきたが、従来の「公益」概念を新しい視点で見直し、「市民公益活動」という新しい社会的領域の存在、その担い手であるNPOに期待が高まってきた。

つまり、経済のグローバル化、政治体制など情勢の激動、情報化の進展など、経済・社会のシステムが大きな変革期を迎えているなかで、新しい社会を創造し、民主主義を発展させる契機として、NPOに期待が集まっているのである。

しかし、数は増えたものの、NPOが市民社会組織として社会の信頼を得たかという点、まだまだ十分ではない。自発的に動く市民が主体となる市民社会を築くためには、NPOの重要性や果たしうる役割についての認識をより深め、NPOへの信頼性を高めることが一層必要となっている。現代的課題を解決し、持続可能な社会を築くためには、行政、企業、NPOの各セクターが、それぞれの特性と社会的役割に応じて、パートナーシップによる市民社会を構築することが必要なのである。公共サービスを行政セクターにすべて任せてきた社会構造を、行政とNPOが役割分担して担う協働の時代へと変革期を迎えているのである。

そのためには、新しい協働の方法、社会的役割分担を考えるとともに、市民参加を促進し、新しい公共の担い手としてのNPOを育て、パートナーシップを構築できる力量形成、環境整備がますます重要となっている。

これまではその役割を「pia NPO」と「大阪NPOプラザ」が担ってきたが、今後は両施設に代わる市民活動推進拠点について、緊急に検討すべき時期にきている。今後ますます増加するニーズとNPO数に対応するためには、施設及び施策全体について検討する必要がある。検討にあたっては、これまで両施設が培ってきたノウハウや経験を継承するとともに、これからの時代に求められる「新しい市民活動推進拠点」の姿を描く必要がある。

■市民にとって

- (1) 地域社会や国際社会の課題に関心を持ちながらも、「何をすればよいのか、わからない」「でも、何かできることをやりたい」という人がまず、相談したり、情報収集する場となる。
- (2) これまで市民活動に関心がなかったり、活動経験がなくても、気軽に施設に立ち寄ることで、多様なNPOの存在、活動への多様な参加方法を知り、自発的な行動の一步となるなど、より多くの市民が活動に関わる機会をつくれる。
- (3) NPOに関するさまざまな団体情報や人材情報、ノウハウが蓄積され、的確に情報提供され、アドバイスが受けられる拠点があることで、自発的に活動する人たちの支援となる。
- (4) 情報の拠点があることで、問題の所在を発見し、解決を図るための活動を開発していくことができる。
- (5) 同じ思いをもつ人々が集う場があることで、個人や団体などがつながるきっかけづくりとなり、新しい活動が生まれる。
- (6) 日常的にさまざまな人々が集う「場」があることで、多様な人々の出会いの場、情報交換の場、ネットワーク形成の場となる。

■NPOにとって

- (1) 市民活動支援の情報、団体情報、人材情報をはじめ、行政情報、地域社会や国際社会の情報収集・蓄積され、提供され、相談やアドバイスをうける拠点があることで、団体の事業開発や運営支援になる。
- (2) 多様なNPOが日常的に交流できる拠点施設があることで、団体間で情報や経験、ノウハウ、技能等の共有化を図ることができ、活動の質を向上することができる。
- (3) 社会課題や地域課題を解決するためには個人の取り組みには限界があることから、同じ志をもつ人々が集う場があることで組織化できたり、NPOだけでは困難な取り組みに対しては、企業や大学、行政等との連携・協働が可能となり、効果的な取り組みが促進される。
- (4) 企業や大学等の社会・地域貢献活動などとNPOとの連携・協働を創出するため環境があり、中間支援組織によるコーディネートがなされることにより、NPOの活動力を高め、多セクター間の連携・協働が推進される。
- (5) 市民活動には、子育てや高齢者、障がい者支援など地域社会の課題に取り組む地域密着型の団体も多い。これらは地域や社会をよりよいものに変えたいという思いで取り組まれている市民公益活動である。市民活動推進拠点施設のNPO事務所の入居の対象にはなりにくいですが、拠点施設に集積される情報やノウハウ、経験が提供されることで、すみやすい地域社会の実現に向けた地域活動が促進される。
- (6) NPOや地域密着型の活動団体が拠点施設を活用することで、分野を超えた情報交換のしくみやネットワークを形成することができる。
- (7) 市民活動が継続的・安定的に展開されるためには、NPOの環境基盤整備、情報・経験などの集積効果によるNPO間のネットワーク、市民活動の裾野の広がりなどを継承し、中間支援組織によるNPOへの支援を行うことが、行政が直接支援を行うことよりもより効果的となる。

■地域にとって

- (1) 地域コミュニティでは担い手の人材不足などの課題があるが、拠点施設に集積される情報やノウハウが提供されることで、新たな地域活動の担い手の発見やつながりづくりの場となり、地域コミュニティの活性化になる。
- (2) 地域の活動実践や団体情報、人材情報が蓄積され、提供される場があることで、人々が地域社会に目を向け、コミュニティを意識したり、地域のネットワークを築くことができる。
- (3) 地域には、地域振興会や女性会、子ども会など住民が長年にわたって取り組んでいる団体や、子育てや高齢者、障がい者支援など地域密着型の市民活動がある。NPOというと新しいテーマや課題に取り組む、広域で活動する団体のような印象をもたれがちだが、市民活動推進拠点が情報提供、コーディネートして出会いの機会をつくることにより、地域の良さや課題を共有化することで役割分担しながら連携して地域のために取り組むことができる。

■教育機関にとって

- (1) これからの市民社会の実現には、公共心や社会貢献の意識、市民性を養うことが重要で、学校教育や社会教育だけでは担えないこうした教育を実践することができる。
- (2) 社会は、税金によって公共サービスを提供する行政部門（第一セクター）と、民間の営利を目的として活動する企業部門（第二セクター）だけでなく、民間の非営利セクター（第三セクター）で成り立っていることを子どもたちが知り、その働き方や活動への参加方法を具体的に見ることができる場があることで、次世代の人材育成につながる。

■企業にとって

- (1) 社会貢献活動やCSR（企業の社会的責任）に積極的に取り組む企業が増えたが、まだまだ限られた企業の事例にとどまる。パートナーシップで取り組むNPOとの出会いやNPOを理解する場があることで、今後、より多くの企業が社会貢献活動やCSRに取り組むことができる。
- (2) 社員のボランティア活動を促進していくためには、市民活動の重要性を理解し、多様なNPOの存在を理解することが必要である。そのために、情報とNPOが集積している拠点施設は、企業の意識啓発とともに、企業とNPOの企画発案段階からの協働を生み出す場となる。
- (3) 社会課題の解決や事業開発に社会的企業（ソーシャル・ビジネス）という形態での取り組みが増えつつある。そうした取り組み方や働き方を可視化し、支援する場となる。

■大阪市にとって

- (1) 施策ごとに整備されてきた区民センターや生涯学習施設、文化施設などの各種施設では、市民やグループなどが多様なサークル活動やボランティア活動を展開している。こうした活動が社会に関わりを持つ活動へと発展することが、市民活動の裾野を広げることにもなる。拠点施設が各施設で行われている活動をつなげ、情報を集約・発信

するセンター機能をもつことで、施策分野ごとの市民活動のネットワークを形成することができる。

- (2) 市民活動推進拠点という主軸ができることにより、生涯学習、青少年教育、国際交流、男女共同参画、文化・芸術、消費者、環境など多様な分野の施設間をつなぐことができ、施設間のネットワーク形成がひいては大阪市全体の市民活動の推進体制となる。
- (3) 拠点施設でのNPOとの協働を推進していくためには、行政内の横断的な推進体制が必要であり、推進する所管窓口の位置づけも明確にしなければならないが、あわせて、市・区役所の各部局が有する情報等を拠点施設に集積することで、各部局間での市民協働に向けた基本的な方向性や情報の共有化を図ることができる。
- (4) NPOと行政の協働を推進するためには、行政職員の意識がなにより重要である。しかし、これまでNPOとの接点がなかった職員の多くは、協働に不安を感じているのも現実である。行政職員がNPOに対する意識を変容し、多様なNPOの存在と活動を理解するための学習や研修の場となる。
- (5) 協働するためには、行政職員は日常的にさまざまな団体・機関と人的ネットワークをつくる努力が求められる。拠点施設を活用して、具体の事業に取りかかる前から、自由な議論の場、情報交換、学習の機会を用意し、関連するNPOと協力体制を創ったり、連携の仕方を議論しておくことができ、NPOの力が活かされる協働を実現することにつながる。
- (6) 大阪市では、よりよいまちづくりを進めるうえで、地域の各種団体や多様なNPOとの連携・協働は欠かせないものとなっている。この拠点は、すでに活動している市民だけでなく、今後、活動に参加しようとする市民や将来の活動の担い手となる子どもたちも含めて、市民活動への意識醸成を図り、市民活動の裾野をさらに広げ、より多くの市民が活動に関わりを持つための協働推進の拠点となりうる。

第6章 大阪市における市民活動推進拠点のコンセプト

(1) NPOの共同事務所施設として、情報や協働事業が集積する市民活動促進の拠点

- ①市民活動情報の集積と発信拠点
- ②行政との協働を進めるため、政策課題への取り組みなどに特化した団体の共同事務所スペースと、市民活動の裾野を拡げ、活動力の向上を支援できるオープン的な事務スペースを持ち合わせる拠点
- ③入居団体、利用団体間の交流・連携による情報集積の拠点
- ④多セクター間の協働の創出の場となる拠点

(2) NPOと行政の協働推進の総合窓口としての拠点

- ①分野横断的に連携し、公共課題への取り組みをコーディネートする拠点
- ②市・区関係施設（区民センター、クレオ大阪、生涯学習施設、文化施設など）とのネットワークの中心拠点となり、分野・目的の異なる施設間の連携促進と施設で行われている市民活動の連携の拠点
- ③行政と市民が役割分担し、協働を創出する拠点
- ④NPO間の協働による政策提言の発信拠点

(3) 大阪市の市民活動の象徴としての拠点

- ①さまざまな市民活動情報の集積と提供や相談による、市民活動へのきっかけづくりとなる拠点
- ②交通至便な場所（駅から近い）にあり、市民が気軽に集まり、利用しやすい拠点
- ③より快適な活動環境を提供できる（ユニバーサルデザイン等）拠点

第7章 大阪市における市民活動推進拠点に求められる機能

(1) NPOの集積機能

【市民活動の促進に向けて】

①NPOの事務所が集積していることの意義

- 1) さまざまなNPOが入居・利用することにより、情報や経験などが集積し、団体間の協働の拠点となる。
- 2) 市民にとってNPOの活動が見える場となる。

②事務所と会議室・研修室等が同一施設内にあることの意義

- 1) 知り合うきっかけの場、活動の場として活用できる。
- 2) 入居団体・利用団体の学習・教育の場となる。

【協働推進の窓口に向けて】

①NPOの事務所が集積していることの意義

- 1) さまざまなNPOと行政との関係づくりの場となる。
- 2) 入居団体・利用団体と行政との公募提案型事業など協働事業推進の場となる。

(2) 情報発信機能

【市民活動の促進に向けて】

①市民活動に関するさまざまな情報の収集及び発信基地

- 1) 入居団体・利用団体と連携し、多くの情報を集積する。
- 2) 集積された情報を加工し、ホームページなどで積極的かつ広域的に発信することで、施設外への情報提供が可能となる。

②市民活動促進のための学習支援となる情報集積

- 1) 積極的な情報発信により、活動の裾野を広げ、活動力を高められる。

③行政施策情報の発信

- 1) 支援情報や活動情報を発信することで、政策提言活動を促進する。

【協働推進の窓口に向けて】

①協働事業に関するさまざまな情報の収集及び発信基地

- 1) 入居団体・利用団体と連携し、多くの情報を集積する。

②行政施策情報の発信

- 1) 支援情報や活動情報を発信することで、協働事業を促進する。

(3) 相談・学習機能

【市民活動の促進に向けて】

①相談・学習機会の提供

- 1) NPOの運営や活動に関わる各種相談事業やコンサルタント事業による支援・育成を実施することにより、市民活動の促進を図る。
- 2) 研修や講座、施設見学などの学習機会を提供することで、市民活動全体の底上げを図る。

②活動支援や相談の場

- 1) 多人数収容の大きな会議室だけでなく、20名程度の小さな会議室があることで、小規模な事業やうちあわせの際にも利用できる。
- 2) 小部屋があることで、組織や個人の悩みごとなどが安心して相談できる。

【協働推進の窓口に向けて】

①相談・学習機会の提供

- 1) 行政職員への協働に向けた各種相談を実施することで、協働の推進を図る。
- 2) 行政職員の市民協働のための意識啓発に向けた各種学習・研修会や協働事業の推進に向けた実地研修の場となる。

(4) 市民活動育成機能

【市民活動の促進に向けて】

①市民活動の育成支援に向けて

- 1) 入居団体・利用団体間の連携により、市民活動団体の育成などサポート機能を構築し、直接支援を行い、活動促進を図る。
- 2) インキュベーション機能を有することによるNPO育成支援の強化を図る。

【協働推進の窓口に向けて】

①既存施設との連携

- 1) 地域コミュニティや生涯学習、文化活動などの各分野での市・区関係施設との連携を促進し、情報の受発信や交流機能とあわせて、総合的な市民活動促進を行い、協働事業の創出や事業提案などの拠点となる。

(5) 交流・ネットワーク機能

【市民活動の促進に向けて】

①共同事務所があることによる効果

- 1) 施設入居団体・利用団体間の交流により、ネットワークの拡充が図られ、さまざまな活動の裾野が広がる。

②フレキシブルなスペースを設けることによる効果

- 1) 学生など若者やビジネス系の団体（社会企業家）などの活動の場として提供することで、新たな団体間の交流と連携のきっかけの場となる。

③多様なセクターの交流・ネットワークによる効果

- 1) 多様なセクター間の交流により、さまざまな団体情報や活動情報、経験、ノウハウの共有などが図られ、市民活動の促進が進められる。

【協働推進の窓口に向けて】

①NPOと行政との連携・協働の拠点

- 1) NPOと行政との連携を促進し、市民協働事業の創出が可能となる。

②市・区関係施設とのネットワークの中心拠点

- 1) 市・区関係施設との連携の中心的拠点として、多様な分野の市民活動とのネットワークづくりができる。

(6) コーディネート機能

【市民活動の促進に向けて】

①多セクター間の連携に向けたコーディネート

- 1) 施設運営団体と入居団体・利用団体のネットワークを活かしてコーディネートが的確に行える。
- 2) ネットワークを活かした団体間の政策提言活動や事業取組みへのコーディネートの窓口となる。

②専門的人材の存在意義

- 1) 各分野の専門的な人材が施設に存在することで、相談事業や活動支援、政策提言活動の充実につながるとともに、的確なマッチングが可能となる。

【協働推進の窓口に向けて】

①NPOと行政との協働によるコーディネート

- 1) NPOと行政との役割分担を大阪市の協働指針で明確にし、それぞれが有するリソースを活用した役割分担のもとで協働し、市民活動の促進に取り組む。
- 2) 行政職員が運営（ソフト面）に参画することで、コーディネート機能の強化を図る。

②専門的人材の存在意義

- 1) 各分野の専門的な人材が施設に存在することで、相談事業や活動支援、政策提言活動の充実につながるるとともに、的確なマッチングが可能となる。

(7) 協働促進機能

【市民活動の促進に向けて】

①多セクター間の協働の促進

- 1) 入居団体・利用団体間で協働事業を創出し、活動力を高められる。
- 2) ネットワークを活かした政策提言活動や事業取組みを促進する。

【協働推進の窓口に向けて】

①行政とのパートナーシップ

- 1) 新たな公共課題への取組みの効果的な手法が生み出せる。
- 2) 各種施策の展開において、市民協働による取組みの拠点となる。
- 3) 行政内部の縦割りに対する横断的な取組みのための拠点となる。

第8章 市民活動推進拠点が求められる機能を活かすためのスペース

新たな市民活動推進拠点施設の機能について整理を図ってきたが、機能を活かすために必要となるスペースについての考え方をまとめると下記のとおりとなる。

しかし、拠点施設の立地条件によって、入居希望や会議室の規模などへのニーズが変化することが見込まれること。また、NPOの活動や運営においては、職員、役員、ボランティア、インターンなど多様な立場の人々が関わりを持っていることから、その多様性を尊重することがNPO活動の発展や継続性の確保に繋がることを十分にふまえて検討することが必要である。

このことから、具体的な施設づくりの検討においては、下記の内容を基本におきながらも、柔軟性をもって取り組むことが重要である。

(1) NPO事務所

多様な事務スペースの形態を持ち合わせた共同事務所とし、多様なセクターが集まり、さまざまな活動や経験、情報が集積し、交流と協働が生まれる拠点をめざすため、行政施策との協働推進に貢献できるNPOや、専門性を活かして社会課題に取り組むNPO、ソーシャルビジネスや企業の社会貢献活動に取り組む組織への常設の事務所を提供するとともに、市民活動を促進し、活動の裾野を広げるために市民参加型の活動に取り組んでいるNPOや企業などが必要時に活用できる事務スペース等を提供する。

入居にあたっては、第三者によって構成される選定委員会で選定される制度を構築するなど、透明性、公平性を確保する。

① 事務所（個室等タイプ）

個室タイプや間仕切りによるブースタイプの事務所を提供する。

間仕切りタイプは、育成が必要な設立時や行政との協働に向けた基盤強化をめざすNPOを対象としたインキュベーション機能として提供する。

入居団体は、活動分野にとらわれることなく、入居することで団体の活動力を最大限に発揮できるとともに、これらの団体が入居することで施設の機能が高まり、相乗効果が図られることが必要である。

② 活動支援スペース（メールボックス、ロッカー等）

メールボックスやロッカーを利用した事務通信拠点、活動拠点を提供する。

事務所を常設するほどではないが、週に数時間程度の活動をする団体が、事務用品や資料などを施設内に保管できる環境を提供することで、NPO活動をより柔軟に支援することができる。

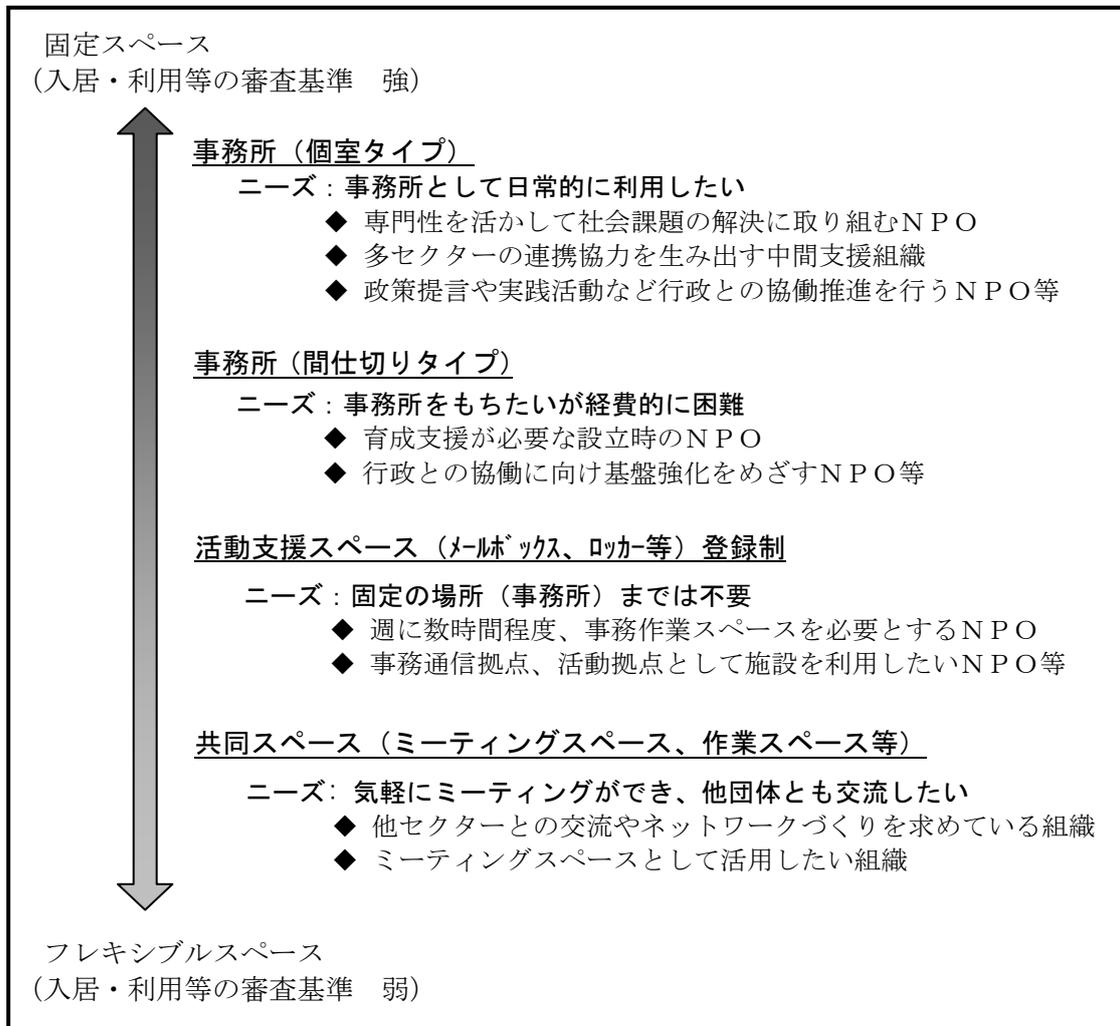
③ 共同スペース（ミーティングスペース、作業スペース等）

上記①②の団体が会議室利用ほどではない打ち合わせや来客対応ができる「ミーティングスペース」を提供する。オープンスペースとすることで、団体がつながりの場となる。

また、①②では確保できにくい印刷や製本などの作業を行うための「作業スペース」を提供する。コピー機、輪転機など事務機器を設置することで団体のランニングコストの削減につながるようにする。

幅広い市民活動を支援するという観点から、利用は入居団体だけでなく、学生から高齢者まで市民活動に携わる多様な人々ができるようにする。

NPO事務所のイメージ



(2) 貸し会議室

共同事務所利用団体の各種事業の実施や活動の場として、同一施設内に貸会議室を提供する。

入居・登録団体だけでなく、市民や企業、行政職員などの学習・研修の場、学校教育での体験学習などの場として施設を利用してもらうことにより、NPOと接する機会が生まれ、市民活動に対する理解が深まり、ひいては市民活動の裾野が広がるとともに、NPOと行政との協働事業の創出の場ともなる。また、共同事務所施設の会議室を利用しようとする団体や人々は、来館することにより、入居団体・運営団体との出会いや情報交換、ネットワークの促進などを期待していることが大きいことも認識しておく必要がある。

会議室に関しては、多様な利用者ニーズに対応できるよう、柔軟な利用制度にするとともに、利用定員数のバリエーションの確保や遮音性への配慮を行うことが必要となる。NPO等の活動の相談やプライバシーが確保できるような小規模な会議室もあわせて必要となる。

会議室については、常設事務所入居団体やメールボックス、ロッカー登録団体だけでなく、外部からの利用者も含めた規模が必要となる。会議室の規模は、これまでのpia NPO及び大阪NPOプラザの会議室の利用状況や施設運営上の負担を考慮すると、団体の組織内会議などでニーズの高い10人～25人程度の小会議室と、講座や研修、学習会などでニーズの高い50人程度の中会議室を確保することが望ましい。さらに、シンポジウムや講演会などが開催できる100人～150人の規模の大会議室が確保できることが望ましい。ただ、施設運営上の負担から勘案し、パーティションを利用したフレキシブルな会議室の活用や、近隣施設に100人以上の中規模以上の会議室等がある場合には、その会議室等の活用を視野に入れることも可能である。

(3) インフォメーションセンター

市民が気軽に立ち寄り、市民活動に関する多様な情報に触れ、学習し、活動に参加することができるよう、市民活動に関わる情報の拠点として、多様な情報の収集に務めるとともに、メディアや教育機関も含めた多様なセクター・機関に対して、さまざまな媒体(紙・電子など)による情報提供を行う。

あわせて、行政との協働により、市・区関係施設で行われている事業情報の収集を行い、区や地域で行われている市民活動との交流やネットワークづくりに向けた、大阪市の市民活動の中核拠点としての情報発信基地となることが必要となる。

また、NPO活動や組織運営などに関する相談にいつでも対応できる窓口を設けるとともに、NPOと市民が交流することができるオープンカフェのような開放的な雰囲気づくりに配慮することが重要である。

情報発信機能については、新たな拠点施設の中心的な機能となることから、今後ますます増える市民活動に関する情報に対応できるようにすべきである。pia NPOのインフォメーションセンターでは、多様な情報を提供する書架スペース、相談スペース、来所者の交流スペースが設けられていることから、同等のスペースが確保されることで、現状の情報提供のサービス低下をきたさず、また、今後のニーズ変化への対

応も可能と考えられる。

さらに、2010年より大阪府から事務移譲されたNPO法人設立の認証等事務についても、インフォメーションセンターと連携・協働し、法人設立に向けた相談事務などを展開することで、行政とNPOとの顔の見える関係づくりが進められるものと考えられる。

(4) その他

新たな市民活動推進拠点施設の機能として必要となるスペースについて整理を図ってきたが、大阪市は他都市に比べて市民活動が活発でNPO法人数も多いことを鑑みると、市民活動の促進に向けた環境整備などは、行政だけでなく、企業・経済団体、高等教育機関などあらゆるセクターが支援していくことが大切なことは言うまでもない。

この拠点施設を起点に、行政と企業、教育機関等が連携を十分に図り、市民活動を促進し支える仕組みを積極的に社会に提案し、実現することが必要である。

第9章 市民活動推進拠点の施設の管理運営について

(1) 管理運営の手法について

施設の管理運営の手法については、ハード面とソフト面の一体運営か、ハード面とソフト面を切り分けて分離型運営を行うのかは、「pia NPO」と「大阪NPOプラザ」の両施設の運営経験を参考にしながら、拠点施設の機能を高め、市民やNPO、企業、教育機関など利用者がより利用しやすい運営を行う必要があることから、より効果的、効率的な運営手法について、開かれた場で検討を深めることが望ましい。

(2) 公有財産の活用について

市民活動推進拠点を開設するにあたって、今日の大阪市の財政状況からは、既存施設、あるいは遊休施設の有効活用が検討されると思われるが、第3章で述べたように、民間性を発揮しやすい自主的で柔軟な運営を実施するためには、拘束の少ない形で運営できる財産形態（普通財産）が望ましい。